

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	未熟児養育医療費給付事業に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神戸市は、未熟児養育医療費給付事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神戸市長

公表日

令和3年3月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	未熟児養育医療費給付事業に関する事務
②事務の概要	母子保健法に基づき、身体の発育が未熟なまま生まれ、入院養育を必要とする未熟児に対して、養育医療費の支給を受けようとする保護者が提出した申請書の内容を基に審査を行った上で、指定養育医療機関における治療に要する養育医療費の給付の決定を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第19条第7項別表第二に基づいて情報提供ネットワークに接続し、他情報保有機関が保有する特定個人情報(生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報)を取得し、養育医療券発行の事務を行う。
③システムの名称	未熟児養育医療公費負担管理システム、統合宛名システム、中間サーバシステム ※情報連携する際は、共通基盤システムを経由せず、直接統合宛名システムを利用する。
2. 特定個人情報ファイル名	
未熟児養育医療受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表第一の49の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条第9号 ・神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7項別表第二の26、87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第19条第1号 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7項別表第二の70の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第44条第1号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども家庭局家庭支援課
②所属長の役職名	家庭支援課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	部署名:市長室広報戦略部市民情報サービス課 住所:兵庫県神戸市中央区加納町6丁目5番1号 電話番号:078-322-5175
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	部署名:こども家庭局家庭支援課 住所:兵庫県神戸市中央区加納町6丁目5番1号 電話番号:078-322-6513

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [1,000人以上1万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	[○]委託しない
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	[○]提供・移転しない
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

变更箇所